なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京ガス山梨株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東京ガス山梨株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年十二月二十六日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岡崎市	市営住宅平地住宅地積調査に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県岡崎市美合町字地蔵野
独立行政法人都市再生機構	発和泉中央丘陵地区新市街地開事業の確定測量図及び調査簿	大阪府和泉市の一部（和泉中央丘陵地区）
独立行政法人都市再生機構	業千葉北部地区新市街地開発事の確定測量図及び調査簿	部千葉県白井市及び印西市の一（千葉北部地区）
事務所九州地方整備局北九州国道	一般国道202号香春拡幅工事の調用地取得に伴い作成した地図及び簿	福岡県田川郡香春町大字高野・大字鏡山の一部

公　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人仲嶺真勝の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年１月 20 日　　那覇地方法務局

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人弁護士千田功平が死亡したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成２４年（家）第３２１号

岩手県北上市和賀町山口17地割10番地

申立人　高橋志津子

本籍岩手県盛岡市北山２丁目58番地、最後の住所岩手県盛岡市北山２丁目21番23号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成24年３月15日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和９年９月25日、職業不詳

被相続人　亡　泉田　禮子

事務所岩手県盛岡市南大通１丁目８番７号ＣＦＣビル３階

相続財産管理人　弁護士　熊谷　隆司

盛岡家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第７２５０９号

東京都新宿区新宿２－１－７井門新宿御苑ビル２階九段法律事務所

申立人　五十嵐康之

本籍東京都荒川区東日暮里６丁目807番地、最後の住所東京都新宿区西新宿８丁目５番17号シルバーハイツ206、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成24年８月４日頃、出生の場所東京府東京市荒川区、出生年月日昭和16年７月１日、職業無職

被相続人　亡　池田　信雄

催告期間満了日　平成26年７月31日

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第４８３号

香川県高松市丸の内５番16号　間嶋ビル１階

伊藤雅啓法律事務所

申立人　伊藤　雅啓

本籍香川県高松市木太町3136番地、最後の住所香川県高松市木太町2697番地12、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成25年２月21日、出生の場所香川県高松市、出生年月日大正15年８月１日、職業不明

被相続人　亡　松本　　要

催告期間満了日　平成26年７月25日

高松家庭裁判所

平成２５年（家）第１０９４号

愛媛県松山市山越４丁目４番35号エクセル丸榮202号

申立人　山﨑　亜弥

本籍愛媛県西条市神拝甲511番地、最後の住所愛媛県西条市喜多川740番地12、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日平成25年３月24日、出生の場所愛媛県西条市、出生年月日昭和42年８月10日、職業会社員

被相続人　亡　薦田　延行

催告期間満了日　平成26年７月31日

松山家庭裁判所西条支部

平成２５年（家）第６０２号

北海道室蘭市中島町２丁目27番11号インプレス中島402号室むろらん法律事務所

申立人　高村　真人

本籍北海道室蘭市大沢町３丁目298番地、最後の住所北海道室蘭市大沢町３丁目８番11号、死亡の場所北海道室蘭市、死亡年月日平成25年３月20日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和39年７月９日、職業不詳

被相続人　亡　甲地　紀子

催告期間満了日　平成26年８月11日

札幌家庭裁判所室蘭支部

平成２５年（家）第４１００号

茨城県つくば市東新井２番地１　ＫＭＳＳⅡ402号室　井出法律事務所

申立人　井出　晃哉

本籍茨城県かすみがうら市柏崎933番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県鹿嶋市、死亡年月日平成24年４月６日、出生の場所茨城県新治郡出島村、出生年月日昭和33年11月24日、職業会社員

被相続人　亡　菅谷　邦男

催告期間満了日　平成26年８月５日

水戸家庭裁判所土浦支部